

琵琶湖流域下水道高島処理区の管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

1 関係法令

下水道法第25条の10

- (1) 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。

下水道法第31条の2

- (1) 第3条第2項又は第25条の10第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。
- (2) 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

2 議決を求めるべき内容

(1) 関係市

高島市

(2) 負担すべき金額

一般排水

関係市の当該排水汚水量に1立方メートル当たり99.1円を乗じて得た額

特定排水

関係市の当該排水汚水量に1立方メートル当たり137.0円を乗じて得た額

【参考】

ア. 負担金算定期間

平成30年度から平成34年度までの5年間

イ. 排水区分

(ア) 一般排水 一般家庭からの汚水ならびに工場・事業所からの汚水のうち、特定排水以外のもの

(イ) 特定排水 工場・事業所等から下水道に排出される汚水のうち、1ヶ月当たりの排水量が750m³を超えるもの。

ウ. 負担金対象経費

維持管理費と資本費（起債元利償還費）とする。

ただし、資本費のうち管渠の先行投資に係るものは除く。

エ. 高度処理に要する経費の負担区分

(ア) 一般排水 県 50% (9.0円/m³)

市 40% (7.2円/m³)

使用者 10% (1.8円/m³)

(イ) 特定排水 使用者 100% (18.0円/m³)

オ. 負担金単価の経緯

(円/m³)

項目	第1期	第2期	第3期
算定期間	16年間 (H9~H24)	5年間 (H25~H29)	5年間 (H30~H34)
負担金単価	一般排水	一般排水	一般排水
	維持管理費	維持管理費	維持管理費
	内1・2次	内1・2次	内1・2次
	高度処理	高度処理	高度処理
	資本費	資本費	資本費
	負担金単価	負担金単価	負担金単価
	特定排水	特定排水	特定排水
	維持管理費	維持管理費	維持管理費
	内1・2次	内1・2次	内1・2次
	高度処理	高度処理	高度処理
資本費	資本費	資本費	
負担金単価	負担金単価	負担金単価	